

一般社団法人高松市薬剤師会会員入会等手続規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人高松市薬剤師会（以下「本会」という。）定款第5条及び第6条に規定する会員の入会及び退会等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(資格基準及び手続)

第2条 本会の正会員、賛助会員として入会しようとする者は、入会申込書（第1号様式）に必要事項を記入し、本会会長に提出しなければならない。

2 入会申込書を受け取った本会会長は、開局審査会において、入会の可否を決定し、申込者に入会決定通知書（第2号様式）により通知する。

3 入会を認められたものは、入会届出書（第3号様式）に必要事項を記載し、記載内容が確認できる書類の写しを添付し提出する。

4 名誉会員については、理事会であらかじめ本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知する。

(会員名簿)

第3条 入会者は、会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。

2 入会届出書に記載した事項に変更が生じた場合、入会者は変更届（第4号様式）を理事会に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された会員に関する情報については、本会が別に定める個人情報保護方針及び個人情報保護規程に基づき取り扱うものとする。

(会費)

第4条 会費の金額及び納期並びに会費滞納に対する催告等に関する規定は、別に定める。

2 第2条第3項の名誉会員については、会費を徴しない。

(退会及び手続)

第5条 会員は、本会定款第9条の規定に基づき、退会届（第5号様式）を提出して、任意に退会することができる。

2 本会定款第11条の規定により、退会以外の理由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 会員資格を喪失した場合、本会定款第11条第3項の規定により、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第6条 会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書と共に、改めて入会申込書（第1号様式）を本会に提出しなければならない。

2 前項の入会申込みを受け取った本会理事会は、再入会の可否を決定し、これを申込者

に通知する。ただし、退会の際、未納の会費及び負担金等がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後 5 年間は再入会を認めない。

(名誉会員の推薦)

第7条 名誉会員は、本会及び本会の目的の達成に功労のあった者に贈る栄誉の称号とする。

2 名誉会員の推薦基準は、原則として 70 歳以上の者であって、香川県薬剤師会の表彰を受けた者又は顕著な業績をあげた者の中から選考する。

3 前項の推薦基準を満たした者について、理事会の議を経て、会長が総会に推挙する。

4 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 6 日から施行する。